

(様式2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 <u>障がい福祉課</u>	No.
許認可等の内容		重度障害者医療助成費の支給	
根拠法令及び条項		小田原市重度障害者医療費助成条例（以下「条例」という。） 第6条第2項	
審 査 基 準	関係条項	条例第2条から第4条まで	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>申請者が「重度障害者の医療費助成に係る医療証の交付」の審査基準を満たし、かつ次に掲げる事由に該当すると認めるときは、医療費助成の支給を決定する。</p> <p>(1) 申請者が保険医療機関等に自己負担額を支払ったとき。</p> <p>(2) 市長が必要があると認めるとき。</p> <p>なお、「市長が必要があると認めるとき」とは、次の場合を指す。</p> <p>(1) 医療保険各法の規定により保険給付が現金給付（療養費）となっているとき。</p> <p>(2) 緊急その他やむを得ない理由で、病院等の窓口に医療証を提示しないで受診したとき。</p> <p>(3) 県外の病院等この医療制度を取り扱わない病院等で受診したとき。</p> <p>(4) 県外の国民健康保険（全国建設工事業国民健康保険組合及び全国土木建築国民健康保険組合を除く。）又は高齢者の医療の加入者であるとき。</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成29年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）	

標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合はそ の理由)	総日数2か月（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成29年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	
------------------	--------	--